

別表第 3(第 5 条関係)・・・一時たい積事業の場合の構造

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5 ヘクタール未満	5 メートル以上
5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	10 メートル以上
10 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	20 メートル以上
20 ヘクタール以上	30 メートル以上

2 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が 5 メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上のこう配であること。